

南相馬市監査委員公表第1号

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体に対する監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

平成29年1月5日

南相馬市監査委員 林 秀 之

南相馬市監査委員 今 村 裕

財政援助団体監査結果

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査の期間 平成28年10月27日～平成28年12月25日
- 3 監査の対象 平成27年度中に財政援助を受けた団体等
- 4 監査の方法
 - (1) 南相馬市補助金等の交付等に関する規則及び関係補助金交付要綱に基づく関係書類を閲覧し、補助金交付申請、交付決定、実績報告及び補助金確定通知等の事務手続きが適正に行われているかどうかなどについて全補助金の書類審査を行うとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。
 - (2) 補助を受けた団体の中から3件を抽出して、補助金に係る出納その他の事務の執行について関係帳簿の提出を求め、補助金が補助目的及び事業計画に基づき適正に執行されているかどうか、会計経理の内容が適正であるかどうかなどについて監査を行った。
- 5 監査の結果
監査した結果は次のとおりである。
なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、口頭で指示した。

第1．監査結果の概要

平成27年度において、市が補助金、交付金及び利子補給金等の名称で財政援助を行った内容は、総件数で1,814件、総額で3,689,135,038円であった。

このうち、1件当たりの交付額が10万円未満のものは243件(総件数に占める割合13.4%)、10万円～50万円未満のものは1,009件(同55.6%)、50万円～100万円未満のものは147件(同8.1%)、100万円～500万円未満のものは213件(同11.7%)、500万円～1,000万円未満のものは161件(同8.9%)、1,000万円以上のものは41件(同2.3%)であった。

各補助事業は、事業目的に沿っておおむね適正に執行されたと認められた。しかし、後述するように、基本的な事務取扱についての認識不足による不適切な取扱い、繰越金計上誤り、専決処理区分の誤りについては改善を求めるものである。これら事務処理については、書類の取扱い、補助金の基本的な知識についての理解不足が見受けられるもので、各所属長においては、職員への適切な指導を求めるものである。

2 . 書類審査の結果

市は、公益上必要がある場合、補助金等の規則や要綱等の定めるところにより、補助額の範囲内で各種団体及び個人に対し補助金等を交付している。

補助金は、市の貴重な財源から支出されているものであり、効果的、効率的そして適正なものとして運用され、その公平性や透明性が確保されるものでなければならない。

そのため、所管課は、財政援助団体に対し、指導監督を適切に行うとともに、事業完了後に提出される実績報告書等について、慎重かつ十分な審査を行い、事業が計画及び交付条件に従って実施され、本来の目的に沿った効果が上げられているか常に検証されたい。

なお、以下の指摘事項については改善を要する。

請求書・実績報告書等の金額等を修正しているもの

補助金に係る文書（原本）の金額等の修正がされているもの。

まちづくり活動支援事業補助金

< 総務課 >

- ・ 交付申請書 金額 1 件
- ・ 請求書 請求日 1 件
- ・ 実績報告書 報告日 3 件

地域の絆づくり支援事業補助金

< 総務課 >

- ・ 交付申請書 金額 5 件、申請日 4 件
- ・ 請求書 金額 4 件、請求日 1 2 件
- ・ 実績報告書 報告日 7 件、受付日 1 件
- ・ 事業確認完了書 金額 2 件

実績報告書の添付書類が不足しているもの

南相馬市地域の絆づくり支援事業補助金交付要綱第 9 条において、実績報告書の添付書類として成果品若しくはその写し又は事業実施時の写真添付を定めているが、行政区からの提出を受けていなかったもの。

地域の絆づくり支援事業補助金

[事業実施行政区] 2 5 件

< 総務課 >

事業実施時の写真の添付がなく、事業完了確認が適正に実施されなかった。

地域の絆づくり支援事業補助金

[事業実施行政区] 3 件

< 小高区地域振興課 >

事業実施時の写真の添付がなく、事業完了確認が適正に実施されなかった。

繰越金計上額に誤りがあったもの

収支決算において前年度繰越金に誤りがあったもの。

こども交流支援事業補助金

[特定非営利法人 南相馬こどものつばさ]

< 文化スポーツ課 >

平成 27 年度収支決算(収入)の前年度繰越額に誤りがあり、平成 27 年度収支決算(収入)の前年度繰越金、翌年度繰越額に修正が生じた。

街路灯整備事業補助金

[鹿島商工会]

< 鹿島区産業建設課 >

平成 27 年度収支決算(収入)の前年度繰越金については、平成 26 年度収支決算の支出額に誤りがあった為、平成 26 年度収支決算の支出額、翌年度繰越額に修正が生じた。

専決処理を適切に行うべきもの

補助金交付決定に係る専決処理について、南相馬市財務規則第 3 条第 1 項の規定のとおり行われていないもの。

コミュニティ助成事業補助金

[押釜行政区]

< 総務課 >

交付決定金額が 500,000 円であり、部長専決事項であるが、課長専決処理となっていた。

コミュニティ助成事業補助金

[泉行政区]

< 総務課 >

交付決定金額が 1,500,000 円であり、部長専決事項であるが、課長専決処理となっていた。

まちづくり活動支援事業補助金

[アグリサイエンスカフェ実行委員会]

< 総務課 >

交付決定金額が 500,000 円であり部長専決事項であるが、課長専決処理となっていた。

まちづくり活動支援事業補助金

[騎馬武者ロックフェス実行委員会]

< 総務課 >

交付決定金額が 500,000 円であり部長専決事項であるが、課長専決処理となっていた。

南相馬市市民活動サポートセンター運営事業補助金

[南相馬市市民活動サポートセンター]

< 総務課 >

交付決定金額が 5,100,000 円であり副市長専決事項であるが、部長専決処理となっていた。

集会施設整備事業費補助金

[上高平一行政区]

< 総務課 >

交付決定金額が 935,000 円であり部長専決事項であるが、課長専決処理となっていた。

地域の絆づくり支援事業補助金

[大木戸一行政区]

< 総務課 >

交付決定金額が 800,000 円であり部長専決事項であるが、課長専決処理となっていた。

産業支援センター機能強化事業補助金(株ゆめサポート南相馬機能強化事業補助金)

[株ゆめサポート南相馬] < 商工労政課 >
交付決定金額が 5,041,420 円であり副市長専決事項であるが、部長専決処理となっていた。
小高区庁舎和みの広場事業補助金

[特定非営利活動法人 ほっと悠] < 小高区地域振興課 >
交付決定金額が 1,606,000 円であり部長専決事項であるが、課長専決処理となっていた。
農林水産業振興事業（園芸産地復興支援対策事業）補助金

[事業該当者] < 小高区産業建設課 >
交付決定金額が 1,364,000 円であり部長専決事項であるが、課長専決処理となっていた。
集会施設整備事業補助金

[南海老行政区] < 鹿島区地域振興課 >
交付決定金額が 12,000,000 円であり副市長専決事項であるが、部長専決処理となっていた。

補助金確定通知に係る専決処理について、南相馬市財務規則第 3 条第 1 項の規定のとおり行われていないもの。

コミュニティ助成事業補助金
[泉行政区] < 総務課 >
確定補助金額が 1,500,000 円であり部長専決事項であるが、課長専決処理となっていた。
まちづくり活動支援事業補助金

[騎馬武者ロックフェス実行委員会] < 総務課 >
確定補助金額が 500,000 円であり部長専決事項であるが、課長専決処理となっていた。
地域の絆づくり支援事業補助金

[大木戸一行政区] < 総務課 >
確定補助金額が 800,000 円であり部長専決事項であるが、課長専決処理となっていた。
子供交流支援事業補助金

[特定非営利活動法人 南相馬こどものつばさ] < 文化スポーツ課 >
確定補助金額が 1,836,000 円であり部長専決事項であるが、課長専決処理となっていた。
交流・滞在型スポーツ事業（浮舟杯卓球大会トップアスリート卓球教室）補助金

[野馬追の里浮舟杯卓球大会実行委員会] < 文化スポーツ課 >
確定補助金額が 800,000 円であり部長専決事項であるが、課長専決処理となっていた。
農林水産業振興事業（農業農村整備事業）金沢・北泉地区補助金

[南相馬土地改良区] < 農林整備課 >
確定補助金額が 1,500,000 円であり部長専決事項であるが、課長専決処理となっていた。
農林水産業振興事業（農業農村整備事業）原町東地区補助金

[南相馬土地改良区] < 農林整備課 >
確定補助金額が 3,500,000 円であり部長専決事項であるが、課長専決処理となっていた。
農林水産業振興事業（農業農村整備事業）原町南部地区補助金

[南相馬土地改良区] < 農林整備課 >
確定補助金額が 1,500,000 円であり部長専決事項であるが、課長専決処理となっていた。

農林水産振興事業（農業農村整備事業）深野北地区補助金

[南相馬土地改良区]

< 農林整備課 >

確定補助金額が 1,500,000 円であり部長専決事項であるが、課長専決処理となっていた。

農林水産業振興事業（農業農村整備事業）馬場西地区補助金

[南相馬土地改良区]

< 農林整備課 >

確定補助金額が 1,500,000 円であり部長専決事項であるが、課長専決処理となっていた。

帰還者生活支援再建支援事業補助金

[ODAKA BASE STUDIO]

< 小高区地域振興課 >

確定補助金額が 663,000 円であり部長専決事項であるが、課長専決処理となっていた。

鹿島区野馬追執行委員会事業補助金

[鹿島区野馬追執行委員会]

< 鹿島区産業建設課 >

確定補助金額が 11,325,704 円であり部長専決事項であるが、課長専決処理となっていた。

北郷騎馬会運営費補助金

[北郷騎馬会]

< 鹿島区産業建設課 >

確定補助金額が 500,000 円であり部長専決事項であるが、課長専決処理となっていた。

農林水産業振興事業（八沢干拓土地改良区運営費助成事業）補助金

[八沢干拓土地改良区]

< 鹿島区産業建設課 >

確定補助金額が 612,000 円であり部長専決事項であるが、課長専決処理となっていた。

補助金事業計画変更に係る専決処理について、南相馬市財務規則第3条第1項の規定のとおり行われていないもの。

帰還者生活再建支援事業補助金

[ODAKA BASE STUDIO]

< 小高区地域振興課 >

変更後の補助金額が 663,000 円であり部長専決事項であるが、課長専決処理となっていた。

第3．抽出団体監査の結果

1．南相馬市健康福祉まつり実行委員会

(1) 補助金等の名称

南相馬市健康福祉まつり事業補助金

(2) 事業の概要

南相馬市に生きる住民自らが、福祉に対する理解を呼びかけ、発信していくことを目的とし、原町生涯学習センター、福祉会館前、及び館内での露店、社会福祉関係機関・参加団体の作品展示等を実施した。

(3) 収支決算の状況

収 入 (単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比較増減	備 考
市 補 助 金	1,000,000	873,460	126,540	
参加団体負担金	83,839	50,000	33,839	
合 計	1,083,839	923,460	160,379	

支 出 (単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比較増減	備 考
会 議 費	20,000	10,230	9,770	
諸 謝 金	150,000	70,000	80,000	
消 耗 品 費	363,839	390,196	26,357	
賃 借 料	100,000	120,414	20,414	
委 託 費	250,000	230,560	19,440	
印 刷 費	200,000	102,060	97,940	
合 計	1,083,839	923,460	160,379	

収入支出差引残額 0 円

(4) 監査の結果

本団体の補助金に係る出納その他の事務については、下記について指摘事項があり、改善を要する。

平成27年度収支決算(収入)について、前年度繰越金41,789円が計上されておらず、収入支出差引残額41,789円も記載されていなかった。収支決算においては、関係帳票等との適正な突合等を実施する等、所管課においても適切な指導をされたい。

また、収支の確認行為については経理上の責任体制が不明確であり、今後の適正な会計処理を検証されたい。

2. 南相馬市教育研究会

(1) 補助金等の名称

小中学校教育研究事業補助金

(2) 事業の概要

学校経営、教科の指導研修及び小中学校音楽祭等の事業を実施し、教員の資質の向上及び学校教育の推進を図った。

(3) 収支決算の状況

収 入 (単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比較増減	備 考
市 補 助 金	2,980,000	2,980,000	0	
会 費	210,000	208,200	1,800	
繰 越 金	51,720	51,720	0	
雑 収 入	30	43	13	
合 計	3,241,750	3,239,963	1,787	

支 出 (単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比較増減	備 考
報 償 費	335,000	399,670	64,670	
旅 費	759,000	761,005	2,005	
消 耗 品 費	608,000	749,433	141,433	
食 糧 費	17,000	7,150	9,850	
印 刷 製 本 費	143,000	113,940	29,060	
賃 借 料	1,315,000	1,104,338	210,662	
負 担 金	56,680	56,680	0	
手 数 料	600	216	384	
予 備 費	7,470	0	7,470	
合 計	3,241,750	3,192,432	49,318	

収入支出差引残額 47,531 円 (次年度へ繰越)

(4) 監査の結果

本団体の補助金に係る出納その他の事務については、適正に執行されているものと認められた。

3 .ARTS for HOPE 福島支局

(1) 補助金等の名称

南相馬市子育て応援基金助成金

(子どもたち・親子の豊かな創造力と交流を育む美術体験活動)

(2) 事業の概要

東日本大震災以降の子どもたちの心のケアを目的として美術体験活動に取り組み、南相馬市の将来を担う子どもたちの豊かな心と親子の健やかな交流を育むため、児童クラブでの美術体験事業、親子交流・地域交流の美術体験活動等を実施した。

(3) 収支決算の状況

収 入

(単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比較増減	備 考
市 助 成 金	1,000,000	1,000,000	0	
自 己 資 金	89,000	113,796	24,796	
合 計	1,089,000	1,113,796	24,796	

支 出

(単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比較増減	備 考
報 償 費	150,000	150,000	0	
旅 費	312,000	256,756	55,244	
消 耗 品 費	46,000	47,740	1,740	
燃 料 費	30,000	29,884	116	
食 糧 費	25,000	31,933	6,933	
印 刷 製 本 費	87,000	82,592	4,408	
通 信 運 搬 費	30,000	27,997	2,003	
委 託 料	173,000	224,121	51,121	
施 設 使 用 料	16,000	20,000	4,000	
原 材 料 費	220,000	242,773	22,773	
合 計	1,089,000	1,113,796	24,796	

収入支出差引残額

0 円

(4) 監査の結果

本団体の補助金に係る出納その他の事務については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

指導事項として、収支の確認行為について、経理上の責任体制が不明確であったこと、また、通帳の管理については、本部・支部間での混在があり、今後の適正な会計処理を検証されたい。